

環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解（（仮称）大江川下流部公有水面埋立て）

番号	市民等からの意見	事業者の見解
1	* 説明会は中止ではなく延期を 3月6日付で、本研究員会は次のような抗議と要望を行った。『3月4日の名古屋市のホームページのトップページ「新型コロナウイルスに関連する情報」の「イベント等の対応について」及び名古屋市新着情報で、突然「方法書説明会中止のお知らせ（大江川下流部公有水面埋立て）」が発表された。3月27日に予定されていた説明会を、延期ではなく、中止としたとのことである。根拠として、「名古屋市環境影響評価条例第11条の2第4項の規定により、開催することができない場合と判断し」と記載されている。 そもそも当該事業の「方法書」の縦覧そのものも公表されておらず（方法書が縦覧されたのは3月25日からであった）、広報名古屋3月号に記載されているだけであり、開催までまだ3週間もある。3月6日に「3月4日付の名古屋市報道資料で、『配慮書』に対する市長意見送付」が公表された段階である。事業者はこの意見を基にこれから方法書を作成する段階であるはずである。まさか意見書を受け取る前に「方法書」を作成しているとは思いたくない。 国の発表では、「2週間の自粛」が呼びかけられており、名古屋市の施設のキャンセル料の免除も27日までは想定されていない。 こうした段階で早々と中止を決定するのは、環境影響評価制度への冒涇であり看過できない。厳重に抗議する。あたかも「新型コロナを口実に、説明会が回避できる」と言わんばかりである。 事業実施は、そもそも1か月を争う緊急なものではない。新型コロナは震災のように影響が何年もの長期に及ぶものではない。 こうした事情を勘案すれば、しばらく延期してでも開催すべきである。延期して開催することを強く求める。』この抗議と要望に沿い、説明会を実施すべきである。	新型コロナウイルス感染症の感染者の発生が名古屋市内においても続いていたこと及び国から、イベント等の開催については、感染の広がりや会場の状況等を踏まえて改めて検討するよう要請がなされたことを鑑みて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、開催を予定していた方法書説明会を中止したところ です。 名古屋市環境影響評価条例第11条の2第4項の規定により、方法書説明会開催の代替措置として、方法書説明会にて使用を予定していた説明資料の周知（事業予定地周辺にお住まいの皆様への回覧、本市及び本組合の公式ウェブサイトへの掲載並びに縦覧・閲覧場所への配架）を行いました。さらに、説明ブースの開設（4/15, 22 南区役所、4/17 名古屋港情報センターの計3回）を行うことによりわかりやすい説明に努めました。 新型コロナウイルス感染拡大の収束の見通しが立たない中で、本事業は、汚染土が地震・津波発生時に露出・拡散することの防止を図るものであり、早期に実施する必要があることを勘案し、方法説明会中止の判断に至ったことをご理解いただければと思います。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
2	* 方法書以上の説明会資料は後出しジャンケン “説明会の開催の代わりに、事業予定地周辺にお住まいの皆様に対しては、本説明資料を回覧させていただきます。”として、スライド資料らしきものがあるが、その内容は、方法書に記載してある以上のこともあり、これでは後出しジャンケンであり、方法書への意見に反映できなくなる。 例えば“埋立てによる封じ込めイメージ”で、初めて覆土の位置が図示され、既設護岸の堤防は残したまま、周辺地盤と同じ高さまで覆土することが分かったが、これなら大まかな覆土量は推定できるはずである。また、この図を見ただけで、“液状化により生じる水圧”より“盛土により封じ込める力”の方が大きいから、液状化の被害は生じないと説明したいということは分かるが、液状化の水圧、盛土圧のそれぞれの設定根拠がどれだけで、その算定根拠は何か、盛土圧による地盤沈下の恐れを記載すべきであるという意見を追加する。 また、既設護岸の堤防を残したままだが、後の緑地利用に支障がないよう、この大規模土工事と同時に除去することが望ましいと思われるが、緑地への出入口部分だけ除去するつもりなら、その大まかな位置、数を記載すべきである。あわせて、そうした状況が分かるよう、工事中の景観予測をすべきである。	埋立てによる封じ込めイメージは、環境影響評価方法書 p. 4, 5 に掲載の埋立てに関する記述を分かりやすくイメージとして視覚化したものです。 盛土による地盤沈下の影響につきましては、環境影響評価準備書の地盤において予測及び評価してまいります。 埋立土量や既設護岸の扱いにつきましては、今後の工事計画の中で検討してまいります。
3	*p13 国、県の制度ではなく市境影響評価条例を適用する理由 については、“方法書の事業規模に記載しました” p151 とあり、少しわかり安くなっているが、“はじめに”の部分で、なぜ、国の環境影響評価法ではなく名古屋市環境影響評価条例を適用するのかという通常の疑問を解決するための意見であり、本来はこの冒頭で説明すべきことである。 なお、“事業規模”が、どこにあるのかわかりづらい。本文対応頁 p13 が記載してあることはよく分かるが、市長意見“市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。”に従い、2-3 事業の内容、(2) 事業計画の概要及び諸元、イ 事業規模の 10.3ha に注を追記したと、丁寧に説明すべきである。	より分かりやすい内容となるよう、環境影響評価準備書において、「はじめに」に環境影響評価方法書 p. 13 の注釈の内容等を追記いたします。 また、ご指摘のとおり事業者の見解を修正いたします。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
4	*p13 事業者の名古屋市と名古屋港管理組合の役割分担等は？ については“名古屋港港湾計画で…その他緑地 9.2ha を名古屋市が、緑地 1.1ha を名古屋港管理組合が整備する” p151 とあり、事業規模の役割分担だけは分かるが、配慮書への意見の主旨は「名古屋港管理組合施工のアスファルト封じ込め部分が、不十分な対策であったため、大規模地震に伴う地盤液状化で汚染土が露出・拡散する恐れがあることが判明したのだから、名古屋港管理組合が全額負担するのは当然と考える」ということであり、事業費の負担割合をどうするのかについて答えるべきである。	本事業は、名古屋港港湾計画に示される緑地 1.1ha を名古屋港管理組合が、その他緑地 9.2ha を名古屋市が整備する計画であることから、事業費の負担につきましては、両事業者で連携して対応を図ってまいります。
5	*p2, 3, 6 大江川の最下流部の対策をすべき については、“大江川下流部公害防止事業による浚渫によって除去されております。これまで、定期的な環境モニタリングを実施し、汚染が無いことを確認しております。” p153 とあるが、定期的な環境モニタリングの方法。調査結果を示すべきである。 また、「当時の名古屋港管理組合によるしゅんせつ等で問題を解決したとしても、その後の東レ名古屋によるダイオキシン類汚染水により、下流部にはダイオキシン類汚染が考えられるので、現地調査を行い、必要な措置を執るべきである。」に対する見解が欠落している。 	定期的な環境モニタリングの調査方法につきましては、ダイオキシン類に係る水質は、日本工業規格 K0312、底質は、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成 21 年 3 月 環境省）」、ダイオキシン類以外に係る底質は、「底質調査方法（平成 24 年 8 月 環境省）」とされています。また、調査結果につきましては、環境影響評価方法書の図 4-1-12(p. 48)及び表 4-1-8(1) (p. 49)に掲載しております。なお、底質調査結果では、総水銀及び PCB は全ての地点で暫定除去基準を下回っており、ダイオキシン類の水質調査結果においても環境基準に適合していることを確認しております。
6	*p3 大江川環境整備事業、大江川下流部公害防止事業の事業費を参考に については、“名古屋等地域公害防止計画…基づき…事業に着手しました。今回の事業の計画検討においては、過去の事業も参考としながら進めてまいります。” p155 とあるが、配慮書への意見の主旨は「名古屋市の大江川環境整備事業、名古屋港管理組合の大江川下流部公害防止事業の法的根拠、事業費総額、事業費負担割合を明記し、今回の事業について十分参考とすべきである。」ということであり、当時の事業費負担割合ぐらいは記載すべきである。	昭和 40 年代に、国より全国環境調査の結果及び措置について通知があり、また、愛知県が名古屋等地域公害防止計画を策定しました。それに基づき、大江川環境整備事業、大江川下流部公害防止事業に着手しました。今回の事業の計画検討においては、過去の事業も参考としながら進めてまいります。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
7	*p3 大江川環境整備事業等にならない原因者の事業費負担を については、” 公害防止事業費事業者負担法に従い、原因者は既に責務を果たしているものと考えます。“とあるが、配慮書への意見の主旨は「発生原因者の事業費負担…その内訳を明記し、今回の追加対策事業にも費用負担を求めるべきである。特にダイオキシン類については…過去の公害防止事業（1973 年から 1986 年）の時点では明らかになっていなかった…ヘドロ層には…環境基準値 150pg-TEQ/g の 6 倍以上ものダイオキシン類が含まれ、「公害防止事業費事業者負担法」を適用することは可能なはずである」ということであり、過去の発生原因者の事業費負担、新たなダイオキシン類対策分について事業者負担法を適用することについての見解をすべきである。	当時の「大江川下流部公害防止事業」において、公害防止事業費事業者負担法に従い、原因者は既に責務を果たしているものと考えます。
8	*p4 財政事情等により事業実施しなかった時の想定事業費は？ については、“名古屋市新基本計画…名古屋港港湾計画…港湾計画の変更…事業化に向けた手続きを進めております。その後、平成 23 年に東日本大震災が発生したことから本事業に着手しました。” p159 とあるが、配慮書への意見の主旨は「市の財政事情等により事業の実施には至らなかったときの、市に財政事情と想定された事業費を明記すべき」ということである。地域住民の大江川緑地化の要望に真剣に対応するつもりなら概算事業費ぐらいいは試算したはずである。	当時の大江川環境整備事業による埋立てと大江川緑地の整備の内容を参考にしながら事業を進めてまいります。
9	*p4 有識者懇談会で除外された掘削除去の事業費は？ については、“「掘削除去」は「埋立て」の何倍もの費用が必要となります。…「埋立て」は、河川の暗渠化により初期投資は高額であるものの、維持管理や被災時の堤防復旧、及び港湾計画の実行の面で有利であり、長期的には経済的です。” p159 とあるが、配慮書への意見の主旨は「例えば“対策工法の検討結果” p8 に事業費の欄を設けることで、掘削除去は事業費も非常に高額となる。」ということである。 また、「「大江川の地震・津波対策に伴う汚染土壌対策有識者懇談会について」工法を議論した第 2 回、第 3 回は「率直な意見交換が損なわれるおそれがある」として非公開であったが、会議の結果も出したのだから、配布資料、議事録など、内容を正確に公開すべきである。」への見解が欠落している。	平成 30 年度に実施した有識者懇談会では、固化処理や覆砂処理は埋立てと比較して初期投資で若干優位であるものの、地震時の耐久性や維持管理の点で課題があるため、事業目的を達成することができない工法としております。一方、埋立ては、初期投資は高額であるものの、長期的に安定した効果が得られ、かつ維持管理や被災時の堤防復旧、及び港湾計画の実行の面で経済的な工法としております。
10	*p5 有識者懇談会での検討結果に概算事業費を追加すべき については、“見解は前述のとおり” p161 とあるが、配慮書への意見の主旨は「有識者懇談会での対策工法の検討結果が表で示してあるが…概算事業費を内訳とともに明記すべきである。固化処理、覆砂処理については事業費に触れておらず、あまりにも粗雑である。」ということであり、前述の意見は有識者懇談会の正確な公開であり、この意見は概算事業費を明記すべきということであり、有識者懇談会では事業費までは示さず、感覚的に浚渫の方が〇〇倍も高くなるという程度で結論を出したのなら正直に記載すべきである。	（見解は前述のとおり）

番号	市民等からの意見	事業者の見解
11	*p7,8 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問 ① 「底泥の有害汚染物質汚染状況だけではなく、事業計画の骨格的内容である埋立土量がどれだけかを示すべきである」については、“今後の工事計画の検討” p161 としているが、これでは、埋立土の搬入量、車両台数、搬入車両による大気・騒音などの環境影響評価ができないし、どの程度の調査をすべきかも判断できない。概算の埋立土量を示すのが、本来であるが、今後の工事計画というが、骨格的な部分なので、河川に沿って 10m 程度ごとの横断面調査をして概算の容積を算出し、公表すべきである。	埋立土量の詳細につきましては、今後の工事計画の中で検討してまいります。埋立土の搬入及び搬出に伴う周辺環境への影響につきましては、環境影響評価準備書で予測及び評価を行う予定としております。
12	*p7,8 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問 ③ 出典が名古屋市の「大江川の地震・津波対策の検討に伴う有識者懇談会運営及び汚染土壌対策検討業務委託」と、名古屋港管理組合の「基本計画調査（大江川地区等底泥対策に関する調査）」と併記してあるが、どちらの出典なのか明記すべきである。 については、“「大江川の地震・津波対策の検討に伴う有識者懇談会運営及び汚染土壌対策検討業務委託」だけなので、訂正した” p8 とあるので、了解するが、“調査結果と直接関連が無い情報を削除しております。” とあるが、この隠された部分に事業費比較があるはずであり、それを公表すべきである。	環境影響評価方法書の図 2-2-4 (p.8) の基準値超過地点図の中に、既設護岸の堤防管理区分の記載がありましたが、調査結果と直接関連が無い情報のため削除しております。
13	*p,8 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問 ④ 底質の含有量調査（最大値表示）とあるのは 3 深度を混合した値の最大値であることを本文で明記すべきである。については、“方法書の図の注釈に記載しました” p163 とあり、“ヘドロ層の 3 深度を混合した資料の測定結果を示し。測定結果は、全測定結果の最大値を示す。” p8 とあるので了解する。	今後も、事業の内容を十分にご理解頂けるよう、分かりやすい図書の作成に努めます。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
14	*p, 8 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問 ⑤ 河川縦断面図で最下流部のヘドロがどのように封じ込めてあるのかを図示すべきであるし、その部分の有害物質滲出状況を調査すべきである。については、“図 2-3-3 に示すとおり、汚染土の封じ込め区域の端部には、土留矢板が設置されております。また、これまでの定期的な水質モニタリングでは、有害物質の検出はされていないことを確認しております。” p163 とあるが、図 2-3-3 p17 は、工事関係車両の走行ルートであり、端部の、土留矢板などは示されていない。図 2-2-2 大江川下流部における公害防止事業 p3 の間違いである。 定期的な水質モニタリングの結果を出典とともに示すべきである。	ご指摘のとおり、配慮書に対するご意見への回答において、図番号の記載誤りがありましたので、環境影響評価準備書では正確に記載いたします。また、環境影響評価方法書の表 4-1-4 (4) (p. 45) に掲載しております公共用水域における水質調査結果では、有害物質が検出されていないことを確認しております。
15	*p, 8 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問 ⑥ 調査位置図と河川横断面図には縮尺を入れるべき。各ボーリング場所でどれだけの厚さで、全体の汚染土の容量はどれだけかを明記すべき。については、“縮尺を記載しました。汚染土量は配慮書 p114 に記載のとおり、約 260,000m³を想定しています。” p 163 とあり、縮尺記載は当然であるが、全体の汚染土量が配慮書の廃棄物のところで掘削削除案で約 260,000m³となっているが、その算定根拠として、各ボーリング場所でどれだけの厚さを記載せよというのが意見の主旨である。それ以外の算定根拠があればそれでも良い。	0.95mから 3.25mの厚さでヘドロ層が存在しており、この結果から汚染土量を約 260,000m³と想定しております。

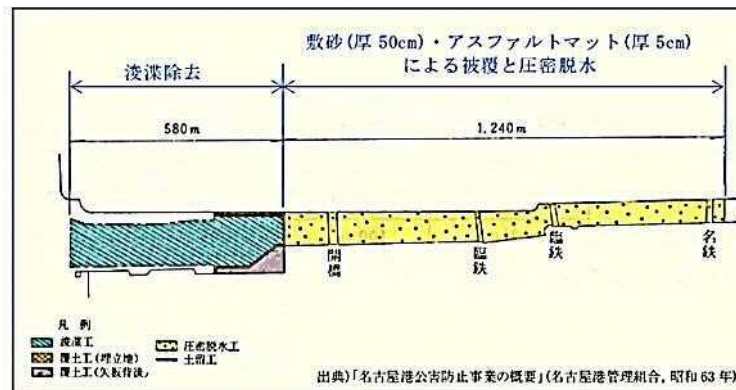


図 2-2-2 大江川下流部における公害防止事業



基準値超過地点図

番号	市民等からの意見	事業者の見解
16	*p, 8 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問 ⑦ ボーリングでアスファルト層を貫通した後へドロを噴出させない対策とその内容を本文に記載すべきである。については、“調査孔は不透水性の材料にて直ちに閉塞…方法書の図の注釈に記載しました。“p165 とあり、了解する。	今後も、事業の内容を十分にご理解頂けるよう、分かりやすい図書の作成に努めます。
17	*p11 複数案は有識者懇談会で検討した 4 案とすべき については、“耐久性等の面から目的を達成できない他の案については、複数案に含めていません。” p165 とあるが、たった 3 回の有識者懇談会で検討した 4 案（案 1 浚渫、除去、案 2 固化処理、案 3 覆砂処理、案 4 埋立て）の半分が、今さら耐久性等の面から目的を達成できないというのなら、有識者懇談会は、何を議論していたのか、事務局は無駄な案まで提案していたということか。	有識者懇談会では、土壤汚染対策法に基づく措置を参考とした対策工法 4 案について議論が行われました。その中で固化処理と覆砂処理には地震時の耐久性や維持管理の点で課題が残る、また、引き続き水面が残るため、現在想定されていないリスクに対して将来的にこの懇談会と同様の検討の場が再度開かれることになることや被災時に堤防を復旧する必要があること等の意見が出されました。これらの意見を踏まえ、「環境影響評価技術指針」に基づき、実行可能であり、かつ対象事業の目的が達成されるものとして「埋立案」と、その比較評価の参考として「掘削除去案」を設定しております。
18	*p13 複数案の掘削除去案の内容が、配慮書の中で食い違っている については、“配慮書 p118 の予測結果におきましても、「掘削除去案（B 案）は、（中略）現況と同様な河川断面とするため」としており、埋め戻すこととしております。” p167 とあるが、現況と同様な河川断面というのは、現況のアスファルトマットまでを埋め戻すとししか理解できない。意見の主旨も「環境の保全のための措置で“搬入土により、現況と同様な河川断面となるように埋戻しを行う。”」ということは、埋立案（A 案）とは異なるということである。掘削除去後に現況断面まで埋め戻すか、そのあと、港湾計画の緑地にするかどうかあいまいでは、配慮書と言えない。ということである。	掘削除去案（B 案）は、現況のアスファルトマットまで埋め戻すことを想定しております。 その後に名古屋港港湾計画における緑地及びその他緑地を整備するところまでは、計画段階配慮における掘削除去案の工事計画として想定しておりません。
19	*p15 搬入土の発生場所と搬入量を明記すべき 複数案の工事計画で「搬入土の発生場所を示して有害性を判断できるように、基本的条件となる搬入量搬入車両数を明記すべき」については、“今後の工事計画の検討…埋立土の搬入及び搬出に伴う周辺環境への影響について…準備書で予測及び評価を行う” p177 としているが、搬入量、搬入台数がわからなければ、どの程度の調査・予測・評価が必要か、調査・予測地点数はこれで良いのかなどが判断できない。	埋立土量の詳細につきましては、今後の工事計画の中で検討してまいります。埋立土の搬入及び搬出に伴う周辺環境への影響につきましては、環境影響評価準備書で予測及び評価を行う予定としております。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
20	*p15 基準に適合した搬入土というが、どの基準か？ については、“土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用したいと考えており、関係法令を基に受入基準を慎重に検討してまいります。“p169 とあるが、配慮書への意見の主旨は「埋立後を緑地にするのだから、緑地で遊ぶ幼児、子ども等が土壌汚染に被ばくされないよう、埋立搬入土は、「土壌の汚染に係る環境基準」であってしかるべき、環境基準より 10 倍緩い判定基準を用いてはならない。」ということであり、こうした大事な原則を、これから検討するというのは事業者の怠慢としかいえない。少なくとも”放射性物質により汚染された土は用いませぬ。“p175 と同程度のことは見解を示すべきである。公有水面埋立の規制基準的な「水底土砂に係る判定基準」は守るのが当たり前であり、法規制を守るだけなら環境影響評価は必要なくなる。	埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用していきたいと考えており、関係法令を遵守した受入基準を慎重に検討しております。 また、放射性物質により汚染された土を用いることはありません。
21	*p15 リニア工事の発生土で埋立てるべきではない については、“（見解は前述のとおり）” p171 とあるが、配慮書への意見の主旨は「安価又は無料で大量に近くから入手できるとしても、リニア工事の発生土はほとんど土壌汚染され（後述）、緑地という跡地利用から考えても利用すべきではない。埋立用材は安全・良質な残土に限定すべきである。」ということであり、方法書の段階では、埋立用材は安全・良質な残土に限定するなどの原則ぐらい示すべきである。	（見解は前述のとおり）
22	*p15 リニア工事の発生土はほとんど土壌汚染されている については、“（見解は前述のとおり）” p173 とあるが、配慮書への意見の主旨は「JR 東海の調査でも愛知県内 6 カ所の土壌調査で、名古屋駅、名城非常口は土壌汚染が確認され、春日井市勝川町の非常口工事でも土壌汚染が確認されている。非常に不十分な調査でも半分の非常口等で汚染土壌が確認されており、緑地にするような場所をリニア工事の発生土で埋立てるべきではない。」ということである。リニア工事の発生土を事業者の名古屋市長としてどのように判断しているかをここでは示すべきである。 また、万が一リニア工事の発生土で埋立てる場合には、JR 東海の調査を鵜呑みにせず、埋立事業者としても独自に、受入基準を定め、安全な土壌を確認するための詳細な確認方法を事前配慮で定めるべきである。	埋立てに用いる土砂につきましては、関係法令を遵守した受入基準を慎重に検討しております。 適合状況の確認方法につきましても受入基準とともに検討してまいります。
23	*p15 搬入土は「基準に適合した」の基準は？ については、“（見解は前述のとおり）” p175 とあるが、配慮書への意見の主旨は「適合状況の確認方法（誰が、いつの時点で、どんな項目を、どんな頻度で行うのか）は重要になるので、計画段階配慮事項（p122 第 7 章”事業計画の策定にあたり、環境の保全の見地から事前に配慮した事項（”）に入れておくべきである。」ということである。計画段階配慮事項に不足があるという指摘に対する見解を示すべきである。	（見解は前述のとおり）

番号	市民等からの意見	事業者の見解
24	*p15 「基準に適合した」搬入土は、まさか放射能汚染土？ については、”放射性物質により汚染された土は用いません。“p175 とあり、通常は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染土壌、又は処理された汚染土壌は用いないと理解するが、本当にそのとおりで良いのか。役所用語で、「放射性物質により汚染された土」は、「再生資材として利用可能な放射能濃度レベル…8,000Bq/kg 以下」の土壌とは違うということにならないよう、将来緑地にするような事業に、このような放射能汚染土を用いるつもりではないことを再度明確にすべきである。	放射性物質により汚染された土を用いることはありません。
25	*p16 施工区域内の排水の放流基準値は？ については、“水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編）…「建設工事における排水対策」に基づき、沈砂池等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水を行う予定” p177・資料編 p240 とあるが、この目安を使うということが配慮書には示されていないかった。今回の見解を方法書のどこか（例えば p16 埋立ての工事計画）に記載すべきである。建設作業時を想定した配慮で、“発生した排水は適切に水質処理を行った後、放流する。”という言葉が追加されたが、この目安とは読み取れない。 資料編にあるということと、適用するということとは異なる。例えば、搬入土の基準を何にするかは検討中であるが、資料編には土壌の環境基準 p225、批判の多い判定基準 p238、土壌汚染対策法で定める特定有害物質 p241、土壌汚染処理基準 p242 と多くの値が資料として示されている。 また、この表は[下水道処理区域以外]の場合であり、大江川左岸は全て、右岸もほとんどが下水道処理区域外のようなものであるが、まずこの、下水道処理区域を、4-2 社会的状況 p79 からのどこかに記載すべきである。 さらに、「※この値は目安であり、排水量が多く河川等に与える影響が大きい場合は、このかぎりではない。」との注意書きがあり、今回は、“施工区域内の排水については、釜場を設けてポンプアップし、濁水処理設備にて水質処理を行う、処理後、水質を確認し、基準値内であれば大江川に放流する。” p16 とあるので、上流の暗渠の水量がほとんどせき止められ、濁水処理後、全量が大江川に戻されると思われ、「排水量が多く河川等に与える影響が大きい」場合に該当し、この程度（浮遊物質 200mg/l）の放流水質では、大江川、地先海域に大きな汚濁を排出することになる。事業者として可能な限りの対策をすべきである。	下水道の整備状況につきましては、環境影響評価方法書 p. 98, 99 に記載しております。また、環境影響評価方法書の工事計画（p. 15）の通り、暗渠の水は堰き止めず、河道の一部を水路として残した状態での施工を想定しております。建設工事に伴い公共用水域に排水する場合につきましては環境影響評価方法書 p. 102 に記載しており、本工事においても「水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編）」（名古屋市）における「建設工事における排水対策」に基づいた排水基準値を目安に排水を行ってまいります。
26	*p16 工事関係車両の走行ルート “主な走行ルートを図 2-3-3 に示す。”とあり、想定している搬入土は、事業地南側から運び込むと考えられるので、少なくとも北側からのリニア工事の発生土を考えていないと理解してよいのか。 また、この走行ルートを示した以上、どこからの搬入を考えているのかも示すべきである。	搬入土につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用していきたいと考えております。なお、走行ルートには一般道路以外にも名古屋高速道路等も考慮しております。

番号	市民等からの意見	事業者の見解	
27	*p17 搬入土の積下し場は再検討が必要 工事関係車両の走行ルートの終点は大江川右岸であり、市の大江破碎工場の近くとなっているが、対岸は、第1種住居地域であり、70軒ほどの住宅もあるため、大気、騒音などの問題を防止するため作業場所を再検討する必要がある。場合によっては、右岸と左岸の水路切替など工事計画を入れ替えても良いほどである。 例えば、計画では青矢印で名古屋半田線経由で南から地下鉄東名古屋港駅右折、800m 後また右折して、700m 南下して大江川ということだが、図の赤矢印のように、東亜合成名古屋工場の北側で右折、500m で左折すれば大江川左岸に突き当たる（無理なら東隣の昭和土木名古屋合材センター構内）。ここなら、周囲は工場で道路幅員も歩道付きの2車線である。最後の突き当たりが20m ほど狭い程度である。大江川埋立の中間地点にもなるので合理的と思われる。		既設護岸背後まで2車線分の道路幅があるルートとして、環境影響評価方法書の図2-3-3（p.17）に示す主な走行ルートの利用を想定しております。なお、本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の工事計画の進捗に応じて、具体的に検討してまいります。
28	*p18 想定土地利用計画は緑地だが駐車場は不要で良い 港湾計画に従って、想定土地利用計画は緑地としており、植栽帯、散策路及び休憩施設、広場、スポーツ施設等となっているが、来場者のための駐車場などは不必要と考えるが、「等」の中に駐車場はないことを約束すべきである。上流にある既存の大江川緑地内にも駐車場はなくても十分その機能は果たしている。 なお、公有水面埋立を行うのだから、公有水面埋立法第四条四号の許可基準（埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト）に従い、埋立地の将来の用途・緑地に対して公共施設の配置及び規模として、施設の配置と面積を明らかにしないと許可は下りない。公有水面埋立法第四条五号の許可基準（埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト）に従う対「対価」を明確にしなければ公有水面の埋立申請はできないため、準備書までには確定されたい。	想定土地利用計画は緑地としており、詳細につきましては地域住民からの要望などを参考に、関係機関と協議しながら検討を進めてまいります。	

番号	市民等からの意見	事業者の見解
29	*20（配慮書の p122） 建設作業時を想定した配慮（土壌）は抽象的すぎる については、“本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。” p191 とあるが、配慮書の“埋立てや掘削除去後の埋め戻しに用いる土砂による周辺環境への影響の防止に留意した工事計画の策定に努める。” から一歩も進んでいない。 一連の経緯から、リニア工事の発生土を使用することを考えているようだが、ほとんどの発生土が土壌汚染対策法の土壌汚染基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準等）を超えることが事実で明らかたため、緑地にするような場所をリニア工事の発生土で埋立てないことを建設作業時を想定した配慮として第1に記載すべきである。	埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用していきたいと考えており、関係法令を遵守した受入基準を慎重に検討しております。
30	*p20（配慮書 p123） 低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械の使用に努める？ については、“本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。” p191 とあるが、配慮書への意見の主旨は「使用に努めるではなく、使用すると明記すべきである。また、低騒音・低振動型や排出ガス対策型建設機械の使用を確実にするため、契約書に明記することを記載すべきである。同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている南陽工場設備更新事業準備書（2019.11）では「排出ガス対策型や低騒音型・低振動型建設機械を採用することを工事仕様書に明記し、排出ガス対策型等の建設機械を採用する。」と明言している。これにならうべきである。」ということである。	「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」や「排出ガス対策型建設機械指定要領」に従います。
31	*p20（配慮書 p123） 工事関係車両は車種規制非適合車を使用しないことを追加すべき については、“本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。” p193 とあるが、配慮書への意見の主旨は「同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている南陽工場設備更新事業準備書（2019.11）で「工事関係車両について…車種規制非適合車を使用しないことを工事仕様書に明記し、車種規制非適合車を使用しない。」にならうべき」というものである。この程度のことは、今後の事業計画の進捗を待たずに決断できるはずである。	「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に従います。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
32	*p20（配慮書 p123） 工事区域の周囲には仮囲いを設置すべき については、“（見解は前述のとおり）” p195 とあり、“本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。” p193 と思われるが、配慮書への意見の主旨は「工事区域が細長い区域（長さ 1,820m、幅 50～60m）であるため、騒音の規制基準を超える区域が相当多くなることから、工事区域の周囲には高さ 3m 以上の仮囲いを設置することを追加すべきである。」というものである。この程度のことは、今後の事業計画の進捗を待たずに決断できるはずである。南陽工場設備更新事業方法書の事前配慮事項に記載してあるように当たり前のことである。 また、配慮書で、上流端の大江川緑地との境界には宝生公園、上流部南側（約 200m）第 1 種住居地域では滝春公園の東側に約 70 軒の住宅があり、その南に大同高校、西側に大同高校グラウンドがあることを調査しており、騒音が周辺へ生活環境に支障を生じる恐れがあることは十分想定できる。	周辺への生活環境に支障を生じる恐れのある箇所については仮囲いの設置に努め、他の箇所においても今後の工事計画の進捗に応じて、適切に検討してまいります。
33	*p20（配慮書 p123） 交通誘導員配置等による歩行者等の安全を図るようすべし については、“（見解は前述のとおり）” p195 とあり、“本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。” p193 と思われるが、どこに、いつ、どれだけの交通誘導員を配置するかという具体的な内容は今後の事業計画の進捗を待たねばならないが、この程度のことは、今後の事業計画の進捗を待たずに決断できるはずである。	今後の工事計画の進捗に応じて、関係機関と協議しながら、交通誘導員の配置等により、歩行者等の安全を確保してまいります。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
34	＊ p 20 (配慮書 p123) 搬出車両の防じんカバー、タイヤ・車両の洗浄を追加すべき については、“「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（環境省）に従い運搬することを想定しております。” p197 とあるが、想定しておりますではなく、ガイドラインに従い運搬しますと断定すべきである。 また、汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）平成31年3月 環境省 水・大気環境局 土壌環境課 は、第3章に「運搬に関する基準」（法第17条）があり、規則第65条第1号～第15号を、通知を含めて説明したものである。例えば、3.1 運搬全般（規則第65条第1号）：汚染土壌の運搬 p54 においては、周辺環境の保全に配慮し、下記の対応等を行うことが必要となる。（運搬通知記の第1の2(1)）として、次の6点があるが、全て従うということで良いのか。 ① 運搬中は、汚染土壌を耐久性を有する浸透防止シート等で覆うことや、汚染土壌を密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶、フレキシブルコンテナ及びコンテナ等の容器に入れて運搬する。 ② 自動車等のタイヤ・車体に付着した汚染土壌を要措置区域等から持ち出さないよう、搬出前に洗浄を行う。 ③ 作業員の長靴等に付着した汚染土壌を要措置区域等外へ持ち出さないよう、搬出前に洗浄等を行う。 ④ 住宅街、商店街、通学路、狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響を低減するように努める。 ⑤ 混雑した時間帯や通学通園時間を避ける。 ⑥ 運搬にあたっては、低騒音型の運搬車両や重機等を選択し、騒音を低減する。 さらに、3.4 自動車等への表示等（規則第65条第4号）：汚染土壌の運搬においては、自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨の表示が必要である。3.6.1 囲い：積替え場所における囲いは、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な高さを備える必要がある。（運搬通知記の第1の2(6)①）。3.6.4 地下浸透防止措置：積替施設の地下浸透防止措置として、下記に示す措置のいずれかを講ずる必要がある（運搬通知記の第1の2(6)②）。① 床面を厚さ10 cm以上のセメント・コンクリートの層とすること ② 床面を厚さ5 cm以上のアスファルト・コンクリートの層とすること ③ 床面を遮水シートで覆い、その上に鉄板（振れ止め有り）を敷設すること ④ 床面を上記①から③と同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するものにする。3.11 汚染土壌の運搬期限（規則第65条第12号）、3.12 管理票の交付又は回付（規則第65条第13号及び第14号）、も法規則で定められているので遵守するのは当然であり、土壌汚染対策法の説明 p102～p103 に追加すべきである。	施工区域内で掘削した汚染土は、一時的にフレコンバックに詰めて施工区域内に仮置きし、再度埋戻しを行います。 汚染土の搬出・処分が必要となった場合には、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（環境省）」に従い運搬します。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
35	*p20（配慮書の p122～124） 建設作業時、存在・供用時を想定した配慮の“努める”は意味がない については、“本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。” p189 とあるが、配慮書への意見の主旨は「建設作業時を想定した配慮で“努める” 8 割以上もあり、存在・供用時を想定した配慮の 6 項目すべてが“努める” という努力規定である。“～努める”は“～する”と明記すべきである。」ということである。新たに公害の防止に追加された排水も“発生の低減に努めるとともに”と努力規定になっている。再検討すべきである。	本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の工事計画の中で、具体的に検討・策定してまいります。
36	*p21（配慮書 p124） 存在・供用時に、B 案（掘削除去案）の内容を追加すべき については、“掘削除去案（B 案）は現況から地形を変化させず新たな土地が生じないため、存在・供用時を想定していません。緑地や施設の整備や維持管理に係る環境配慮事項は埋立案（A 案）についてのみ発生するため、埋立案のみを記載しております。” p197 とあるが、「掘削除去案（B 案）は、（中略）現況と同様な河川断面とするため」としており、埋め戻すこととしております。” p167 とあるように、新たな土地が生じないという理由はなりたらず、存在・供用時を想定した複数案の比較をすべきであった。	「環境影響評価技術指針」に従い、市民の環境影響への理解を深めるため、埋立てを実施しない場合（ゼロ・オプション）を比較評価の参考とするため、埋立てと同様に、地震時における汚染土の露出・拡散防止という目的を達成することができる、汚染土の掘削除去案を設定しております。なお、掘削除去後は現況のアスファルトマットまで埋め戻すことを想定しており、引き続き水面が残るため、新たな土地は生じません。
37	*p48 大江川のダイオキシン類汚染の原因者も明記すべき については、“大江川の水環境…既存資料…調査結果について記載…。平成 12 年度のダイオキシン類…対策前の調査結果についても…方法書の図の注釈に記載しました。また、平成 21 年度から隔年での実施となりましたが、平成 22 年度夏季調査において環境基準を超過したため、毎年の調査を実施しています。” p179 とあるが、配慮書への意見の主旨は「名古屋市の真剣な努力と成果で、大江川のダイオキシン類汚染の汚染原因者は東レであることが判明したこれぐらいは本文に記載すべきである。」ということである。今後の費用負担にも影響するので、この点ははっきりさせておくべきである。	ダイオキシン類汚染については、汚染原因者が特定され、原因究明や必要な汚染防止対策が既に実施されております。

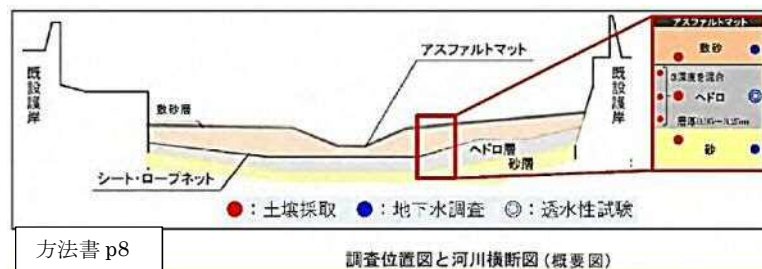
番号	市民等からの意見	事業者の見解
38	*p62～p63 道路交通騒音の評価は環境基準だけではなく、マイナス 5dB の値で比較を について は、“道路交通騒音の調査結果につきましては、出典資料に基づき、面的評価結果の基準については環境基準とし、地点別測定結果の評価基準については要請限度としています。” p181 とあるが、配慮書への意見の主旨は「同じ時期に、同じ名古屋市が事業者となっている環境影響評価事業で、道路交通騒音の評価が異なるのはおかしい。南陽工場設備更新事業に合わせて、要請限度との比較はやめ、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）から 5dB 減じた値での評価を追加すべきである。」ということである。名古屋市南陽工場設備更新事業の準備書（2019.11）では脚注で 5dB 減じた値について「平成 7 年 7 月 7 日 最高裁で示された騒音の受忍限度…昼間 65dB。平成 26 年 1 月 29 日 広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外 65dB、夜間室内 40dB」とまで説明している。	既存資料における道路交通騒音結果の評価は、出典資料において設定された基準に基づき行っております。
39	*p68～ 動物の調査は違法な事前調査ではないのか 動物プランクトン p68、底生生物（動物）p68、付着生物（動物）p68、魚卵・稚仔魚 p68、植物プランクトン p69、付着生物（植物）、陸域の植生 p70 の出典は、配慮書以来、「基本計画調査（環境影響評価調査（現況））」（名古屋港管理組合、平成 24 年）となっているが、環境影響評価法や市環境影響評価条例で禁止されている事前調査ではないのか。 この事業が適用される名古屋市の環境影響評価技術指針（平成 11 年名古屋市告示第 127 号 改正平成 25 年名古屋市告示第 19 号）では、配慮書の調査方法として「原則として文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行う。それらによっても必要な情報が得られない場合は、現地調査等を行う。」とある。既存文献のレッドデータブックあいち、レッドデータブックなごやだけで充分検討できるはずであり、どうしても必要な情報が得られない場合には該当しない。 いずれにしても、今回の「基本計画調査（環境影響評価調査（現況））」の調査項目、調査時期、調査方法などを明らかにし、十分な調査であったかどうかを判断できるようにすべきであるし、何か不十分な点があれば、その責任を明らかにし、再度適切な調査をすべきである。	「基本計画調査（環境影響評価調査（現況）」（名古屋港管理組合、平成 24 年）は、名古屋港管理組合が、名古屋港全体の環境を把握するために実施した基礎調査であり、レッドデータブックに記載のない動植物についての情報も整理されております。 本環境影響評価において、名古屋港内に生息・生育する水生生物の情報は貴重であり、「事業予定地及びその周辺地域の概況」に既存資料として調査結果の概要を記載しました。なお、上記基礎調査は、本事業との直接的な関係はありません。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
40	*p100、p216 騒音の環境基準の説明を丁寧に 方法書本文では、関係法令の指定・規制等で、騒音の環境基準が、“「環境基本法」に基づき騒音に係る環境基準が定められている。”としかないが、もっと丁寧に説明すべきである。 騒音に係る環境基準はまず、「一般地域」で昼間は 50～60dB（夜間も定めてあるが省略）と定められ、ただし書きで「道路に面する地域」は昼間 60～65dB と緩めてある。そのうえ、「幹線交通を担う道路に近接する空間」は特例としての基準値昼間 70dB として更に緩い環境基準が定めてある。この緩い特例の環境基準が環境影響評価の工事車両の走行などの評価基準とされている。しかも、この幹線交通を担う道路の定義は中央環境審議会の答申に基づく環境基準の告示ではなく、環境省の通知で「高速道路、国・県道、4 車線以上の市道」と定めただけである。こうしたことを分かりやすく記載すべきである。 なお、南陽工場設備更新事業の環境影響評価準備書では、工事関係車両の走行の騒音予測結果は、現地調査結果と同様に、“環境基準”と“環境基準から 5dB 減じた値”が併記しており、方法書への意見をそれなりに取り入れている。	騒音の環境基準につきましては、分かりやすい図書とするため、詳細は環境影響評価方法書資料編（p.230）に記載しておりますが、環境影響評価準備書では、本文でも環境基準の概要を記載いたします。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
41	*p101～106 事業損失防止調査標準仕様書の明記を 関係法令の指定・規制等で、事業損失防止調査標準仕様書の存在、その内容を追記すべきである。 橋脚付近の地盤改良、ボックスカルバート設置範囲のアスファルトマット撤去、汚染土上部の敷砂掘削、排水ドレーン撤去、搬入土で埋立・圧密沈下、ボックスカルバート設置、上流部の汚染土掘り下げ、ボックスカルバート両側に矢板打設など p16、大規模で多様な土工事を狭い範囲で行うため、家屋被害が発生する可能性が高いため、この標準仕様書は「名古屋市緑政土木局が所管する建設工事に伴う環境調査委託の施行に係る設計図書等の内容について、統一的な解釈及び運用を図る」ために定められている。特に、第2編 工事に伴う環境調査の基本的事項等では「建設工事現場周辺に発生する騒音、振動、地盤変形、地下水変化等の減少及び家屋への影響について、工事前の状況を把握し、工事の施工に伴う変化並びに工事後の変更を定量的に把握する調査方法を定めた」ものである。 このうち家屋調査は「工事施工による影響で被害を与えたかどうかを正確に判断する資料を得るために、建物等の状態変化を調査する」ということで「建物等の調査は、事前調査と事後調査に区分して行う」、「調査区域は、工事区域に沿って民地側に30m入った区域を標準とする」。事前調査・事後調査における損傷調査は、「① 基礎、② 軸部、③ 開口部、④ 床、⑤ 天井、⑥ 内壁、⑦ 外壁、⑧ 屋根、⑨ 水回り、⑩ 外構」とし、写真撮影を行う。というものである（出典 事業損失防止調査標準仕様書 平成31年4月 名古屋市緑政土木局）。 ただし事前調査・事後調査報告書の副本を建物所有者等に配布し説明することが未だに欠落している問題が残っているが、環状2号線の工事被害問題では国の工事損害要領に基づく調査をさせ、報告書の副本を配布させている事例も考慮し、名古屋市はこの事業損失防止調査標準仕様書（平成31年4月）を早急に追加改正すべきである。	施工影響範囲につきましては、今後の工事計画の中で具体的に検討してまいります。その際は「事業損失防止調査標準仕様書」又は「用地調査及び物件調査委託関係仕様書」に従い、適切に対応してまいります。
42	*p101～106 学校環境衛生基準を追加すべき 関係法令の指定・規制等で、騒音について、環境基準と規制基準しかないが、「学校環境衛生基準」を追加し、その基準により必要な対策を検討すべきである。学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第6条第1項の規定に基づく「学校環境衛生基準」（平成21年4月1日施行、平成31年4月1日改正施行）では、「教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはL_{Aeq} 50dB（デシベル）以下、窓を開けているときはL_{Aeq} 55dB 以下であることが望ましい。」とあり、通常環境基準とは異なる特別な基準が定められているため、まずはそうした基準があることを明記すべきである。大江川南側250mに大同高校があり p96、騒音の影響を確認する必要がある。	「学校環境衛生基準」につきましては、環境影響評価準備書において概要を記載いたします。 事業予定地に最も近い学校（大同高校）につきましては、環境影響評価準備書において工事中の騒音の影響を確認します。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
43	*p102 土壌汚染対策法の説明で、土壌汚染基準を追記すべき については、“埋立てに用いる土砂の受入基準については今後の検討事項となりますが、土壌汚染対策法等に基づく土壌溶出量基準及び土壌含有量基準等を…方法書に記載しました。” p187 として、資料編に p241, p242 に記載しており、それ自体は了解するが、配慮書への意見の主旨は「規制基準等で…土壌汚染対策法の説明があるが、土壌調査をすべき対象があるだけで、①土壌汚染基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準等）があること。②土壌汚染基準に適合しない場合、知事等に土壌汚染状況調査の報告をすること。③知事等は健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定すること。④要措置区域なら汚染の除去等の措置が必要と定められていること、を追記すべきである。」ということであり、①しか解決していない。②～④も追記すべきである。	環境影響評価方法書では、「事業予定地及びその周辺地域の概況」の項であることを考慮し、土壌汚染対策法及び名古屋市環境保全条例における土壌汚染調査が必要となる場合の要件の記載に留めております。
44	*p110 低炭素都市なごや戦略実行計画の目標数値を については、“ご指摘のとおり…将来目標値を…方法書に記載しました。” とあり、一見意見を取り入れたかのようにあるが、“2030 年度に向けた新たな削減目標として、温室効果ガス排出量の 27%削減及び最終エネルギー消費量の 14%削減（ともに 2013 年度比）を掲げている、” と削減率だけの文章が追加されただけであるが、配慮書への意見の主旨は「今後の建設工事等で排出される地球温暖化ガスが、この実行計画にどのような影響を与えるかが判断できないため、目標数値を追記すべきである。」ということであり、「2013 年度比で 14%削減の 1,172 万トン/年とした。」と具体的目標数値を記載すべきである。	環境影響評価準備書に、「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」の目標数値を記載いたします。
45	*p112 影響要因の把握に土壌汚染を については、“本事業の実施に際しての環境配慮の内容や手法につきましては、今後の事業計画の進捗に応じて、できる限り適切かつ具体的に検討してまいります。” p189 とあるが、配慮書への意見の主旨は「存在時の影響要因として“事業地の存在”の内容が“水質・流況の変化、動植物・生態系への影響”とあるが、埋立案、掘削除去案ともに、最終的には港湾計画の緑地とする計画である。しかし、最近の動きを見ると、リニア工事の発生土を使うことを前提としているようである。リニア工事の発生土はほとんど土壌汚染されている。万が一リニア工事の発生土で埋立てる場合には、計画段階配慮事項の調査、予測及び評価で“土壌汚染”の危険性を十分に検討し、必要な環境保全措置を示すべきである。」ということである。今後、埋立土壌の受入基準などを具体的に検討していくというなら、存在時の影響要因として土壌を選択すべきであり、今後の事業計画の進捗を待つまでもない。現に、建設作業時を想定した配慮として”埋立て土砂等による影響の防止“p19、“土壌・地下水汚染物質による環境汚染の防止” p20 が配慮されている。	埋立てに用いる土砂につきましては、関係法令を遵守した受入基準を慎重に検討しております。 環境影響評価準備書では、評価に記載するのではなく、工事計画や予測の前提条件、環境保全措置等に記載いたします。なお、土砂搬入時には事前に試験データを受領し、受入基準に適合した土砂のみを受け入れてまいります。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
46	*p113, p115 存在時の地盤を影響要因に追加すべき 対象事業に係る環境影響評価の項目で、影響要因として“工事中：水面の埋立による地盤変位”があるが、「存在・供用時の地盤変位」を追加すべきである。これは説明会を行なえば必ず出てくる要望である。名古屋環状2号線の工事实例を見るまでもなく、住宅に近接して掘削、杭打ちなど土地の改変、建設重機の稼働、工事関係車両の走行による振動などで、地盤が変動し、家屋の傾き、基礎・壁の亀裂、タイルの剥離などが確実視され、国の「工事損害防止要領」にならった名古屋市事業損失防止調査標準仕様書(平成31年4月版)でも、事前・事後の損傷調査を定めているほどである。供用時に環境影響評価の項目として抽出しなかった理由が“大規模な建築物を設置しない。”p115とあるが、汚染土(ヘドロ層)量約26万m³(配慮書p114)の上に、約2倍の敷砂(方法書p8から推定)、その上に約5,000m³のアスファルトマット(配慮書p114)、をそのままにして、その上に、汚染土(ヘドロ層)と敷砂の約3倍の埋立土で大江川を埋め立てるものである。大規模な建築物を設置こそしないが、それ以上の大規模な埋立てを行う。そのうえ、“川底の地質は…泥及び細砂等である”p25であるため、周囲への圧密沈下は相当なもので、長期にわたると想定できる。建設工事中はもちろん、存在時についても、埋立土による影響を予測・評価すべきである。 大名古屋ビルジング環境影響評価では、工事中だけではなく、存在時の地盤変位を予測しているが、“新建築物の重量は、N値60以上の非常に堅固な海部・弥富累層まで打ち込んだ杭(支持杭)によって支えられる。…建物荷重による地盤変位は小さく、実質生じないと予測する。”(2018年7月6日評価書p252)ということですが、大江川埋立は、こうした支持杭を打つわけでもなく、ヘドロ層そのままに、埋立てるだけなので、その荷重による地盤変動は予測する必要がある。	環境影響評価方法書の施工手順(p.16)において、盛土による圧密沈下後にボックスカルバートを設置することとしております。今回の埋立工事は完了まで長期間を要しますので、周辺地盤への影響も工事中に現れると考えられます。周辺地盤への影響や橋梁周辺の地盤改良につきましては、地盤構成も踏まえて現在検討を進めておりますが、影響を及ぼさないように対策を講じていきたいと考えております。環境影響評価準備書では、この対策工法も踏まえた予測・評価の結果をお示ししたいと考えております。



番号	市民等からの意見	事業者の見解
47	*p113 景観について、工事中に影響要因に追加すべき 景観については、工事中、存在・供用時ともに影響要因としておらず、存在・供用時だけは“埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であり、現時点では未定であるため。”という理由が記載してあり、さすがに植栽の種類、高さ、位置までは現時点では決めにくいと思われるが、公有水面埋立法第四条四号の許可基準を満たした申請が必要になるので、準備書までには確定すべきである。 また、工事中の景観については、予測・評価を実施し、埋立工事完了時に、今までの水面がなくなり、緑地になることは理解できるが、既存の堤防はどうなるのか、どの高さまで埋立、どう見えるのかが理解できるようにすべきである。	埋立て後の土地利用計画は緑地を想定しておりますが、詳細につきましては地域住民からの要望などを参考に、関係機関と協議しながら検討を進めてまいります。また、埋立土量や既設護岸の扱いにつきましては、今後の工事計画の中で検討してまいります。
48	*p116 大気質の現地調査を 大気質の現地調査が、自動車交通量だけとなっているが、道路交通騒音 p119、道路交通振動 p121と同様に、大気質の現地調査も行うべきである。このままでは、バックグラウンド濃度は事業区域から離れた一般局の白水小学校(1km 南東、NO₂ 0.038ppm)、自排局の本塩公園(1,5km 東、NO₂ 0.046ppm)を使うことになるのではないかと。それとも、3～4km 離れた東海市立名和小学校、東海市名和町、港陽 p53 のデータまで使い、非現実的な予測を行うのか。	大気質の予測に使用するバックグラウンド濃度につきましては、事業予定地周辺の一般局である白水小学校の測定データを用いる予定です。
49	*p117 大気質の予測方法を適切に 大気質の予測方法で”水面の埋立”が“プルーム式を基本とする経験式による予測”とあるが、プルーム式が適用できる拡散場であることを示す必要があるし、プルーム式という理論式を基本とする経験式とはどの部分かを示すべきである。 中部横断自動車道(長坂～八千穂間)の環境影響評価方法書への意見(2019年9月17日締切り)で、横浜の住民団体から、横浜環状南線で、“独自に現地で実験し「科学的にはもっと正しい方法がある」と公害調停を申請した結果、2017年2月20日に公害調停合意が成立し、「環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法を用いるものとする。」と、これまで大気拡散予測時に採用されている「プルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。国土交通省からは「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出したものである。こうした経緯を国土交通省は真剣にとらえ、このような複雑な地形の道路計画では予測手法を3次元流体モデルなど最適な方法に変更すべきである。”とある。この到達点を十分検討し、適切な大気拡散モデルを選択すべきである。	水面の埋立てによる粉じん濃度の予測は、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省、独立行政法人土木研究所、平成25年)における「2.3 建設機械の稼働に係る粉じん等」を参考に行う予定としております。 プルーム式は拡散場が平坦であることを前提として導かれており、事業予定地への適用は可能と考えております。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
50	*p117 大気質の予測方法を適切に 大気質の予測方法で“建設機械の稼働”、“工事関係車両の走行”が“大気拡散モデルに基づく予測”とあるが、どのような拡散モデルを用いるかを示さなければ意見は出せない。道路環境影響評価の技術手法(国土交通省)を用いるつもりなら、建設機械の稼働、工事関係車両の走行とともに「正規型プルーム式及び積分型簡易パフ式」を用いており、“水面の埋立”の“プルーム式を基本”と同じことになる。	建設機械の稼働は「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」(公害研究対策センター、独立行政法人土木研究所,平成25年)、工事関係車両の走行は「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省、独立行政法人土木研究所,平成25年)に基づく大気拡散モデルを用いて予測を行う予定としております。
51	*p120, p122 建設機械の予測場所を明確に 工事中・建設機械の稼働・予測場所は“事業予定地周辺”とあいまいな表現であるが、埋立工程ごとに予測することとし、主要な騒音・振動発生源を中心として等騒音・振動レベル線で示すべきである。例えば、②仮設工の工事用坂路設置、③仮締切の土のう設置、④アスファルトマットの撤去、⑤敷砂の掘削、排水ドレーン撤去、⑥橋脚付近の地盤改良、⑦埋立て・搬入土の積み下ろし、⑧ボックスカルバート設置(特に矢板打設) p10 参照。	建設作業騒音・振動の予測は、工事区域全体を俯瞰し、事業による周辺への影響が最も大きくなる時期に行います。 予測範囲は、事業予定地を中心として、工事により影響を及ぼす範囲とします。
52	*p120, p122 建設機械が民地に近い場合の騒音・振動予測を 工事中・建設機械の稼働・予測時期は“建設機械の稼働による騒音・振動の影響が最大となる時期”とあるが、“影響が最大となる時期”だけではなく、主要な騒音・振動発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。騒音・振動は距離による減衰があるため、事業地全体での騒音・振動発生量が最大の時が、敷地境界での騒音・振動最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。	(見解は前述のとおり)
53	*p129, p131 陸生と水生の植物及び動物の調査・予測はまとめて 陸生の植物及び動物の調査・予測は事業地内では1カ所となっているが p139(図6-1-3)、水生の植物及び動物の調査予測は、事業地内では2カ所となっている p140(図6-1-4)。これは、事業地内の河川構造が違っているためであり、図6-1-4の①茶色は水面が半分あり残りは堤防まで地面となっているが、②黄色はほとんどが水面になっているためと思われる。つまり、陸生の植物及び動物の調査・予測は1か所は、図6-1-4の①茶色だと思われる。この意味では、図6-1-3を削除して、図6-1-4に、陸生と水生の調査・予測位置をまとめて、②黄色はほとんどが水面になっているため、陸生調査・予測は行わないと注書きする方が分かりやすい。	陸生の植物及び動物の調査は、環境影響評価方法書の図6-1-3(p.139)に示すとおり3つの区域で行います。「事業予定地内」は、恒常的に干出している陸地や護岸、「海側」においても一部陸地や護岸がありますので、これらの範囲について陸生植物及び動物の調査を行います。また、潮間帯においても調査を行います。 陸生動植物の調査は事業予定地内の範囲で環境の違い等を考慮しながら面的に調査を行うことを想定し、水生動植物の調査は基本的に①と②の代表的な環境でそれぞれ1地点ずつの調査を想定しているため、図面を別としております。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
54	*p135 人と自然との触れ合いの活動の場は、供用時を影響要因に追加すべき 人と自然との触れ合いの活動の場は、供用時について“埋立て後の土地利用計画は工事期間中に決定する予定であり、現時点では未定であるため。”という理由で、環境影響評価の項目として抽出しなかったとあるが、事業者の怠慢である。公有水面埋立を行うのだから、公有水面埋立法第四条四号の許可基準（埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト）に従い、埋立地の将来の用途・緑地に対して公共施設の配置及び規模として、施設の配置と面積を明らかにしないと許可は下りない。公有水面埋立法第四条五号の許可基準（埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト）に従う対「対価」を明確にしなければ公有水面の埋立申請はできない。緑地としての公共施設の配置及び規模がないと、どこをどう埋立てるかが確定できず、工事の２重手間となる恐れもある。工事期間中に決定するということではなく、準備書までには確定されたい。	埋立て後の土地利用計画は緑地を想定しておりますが、詳細につきましては地域住民からの要望などを参考に、関係機関と協議しながら検討を進めてまいります。
55	*p137 現地調査地点図をわかりやすく 現地調査地点図（大気質、悪臭、騒音、振動及び安全性）p137 が非常にわかりづらく、どこで調査・予測をするかが理解できない。搬出入車両と関係があるのだから、せめて、主要な道路網 p91、鉄道網及びバス路線図 p92 のように道路名とバス停名・名鉄駅名ぐらいは記載すべきである。	分かりやすい図書とするために、環境影響評価準備書においては、煩雑にならない範囲で、主要な道路名、駅名等を記載します。



番号	市民等からの意見	事業者の見解
56	*p141 評価方法が抽象的すぎる 総合的な評価方法として、“調査、予測…環境の保全のための措置の検討結果を踏まえ、以下に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。”とあり、“(1) …事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。該当する環境要素(全15項目)、(2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。該当する環境要素：大気質、悪臭、騒音、振動、地盤、(3) 環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。”と抽象的に評価方法があるだけでは、意見は出せない。通常の環境影響評価のように、各項目毎の評価方法を具体的に示すまでは、意見提出を保留する。 まして、環境影響評価手法の概要の一覧表 p142, p143 は、環境要素ごとの調査事項、予測事項、予測方法があるだけなので、評価方法の欄を設けるべきである。 ① 大気質については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準を日平均値の年間 98%値や 2%除外値で評価するだけなのか。 ② 騒音については、建設機械は規制基準だけではなく、“特定建設作業の規制に関する基準を遵守する。” p20 と修正したことを受け、評価方法に明確に記載すべきである。 工事関係車両は悪名高い「幹線交通を担う道路」の特例環境基準を用いてはならない。南陽工場設備更新事業準備書(2019.11)のように、環境基準から 5dB 減じた値との比較をすべきである。 学校保健安全法に基づく「学校環境衛生基準」「教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは LAeq 50dB (デシベル) 以下、窓を開けているときは LAeq 55dB 以下」も適用すべきである。 ③ 振動については、建設機械は規制基準だけではなく、騒音と同様に、“特定建設作業の規制に関する基準を遵守する。” p20 と修正したことを受け、評価方法に明確に記載すべきである。 道路交通振動については、環境基準や規制基準がないが、どう扱うのか。南陽工場設備更新事業準備書(2019.11)では、道路交通振動について「感覚閾値 55dB」で評価し、「感覚閾値を上回る地点があることから、工事関係車両のエコドライブを徹底する等の環境保全措置を講ずる」 p259 としている。この事例にならうべきである。 ④ 水質については、「建設工事における排水対策」に基づく目安に処理して排水を行う予定というが、「※この値は目安であり、排水量が多く河川等に与える影響が大きい場合は、このかぎりではない。」との注意書きがあり、今回は、濁水処理後、全量が大江川に戻されると思われ、この程度(浮遊物質 200mg/l)の放流水質では、大江川、地先海域に大きな汚濁を排出することになる。事業者として可能な限りの対策を目標とし、評価方法に記載すべきである。 ⑤ 埋立土壌の受入基準は、事業者として可能な限りの対策とするため、土壌環境基準を守れる値(次頁へ続く)	評価の手法につきましては、環境影響評価技術指針に基づいて記載しております。なお、環境要素ごとの評価は、今後実施する調査及び予測の結果を踏まえ、環境影響評価準備書において具体的に行ってまいります。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
	(前頁より続き) の設定と事業者独自の検査体制を定め、評価目標とすべきである。 ⑥ 温室効果ガスについては、「低炭素都市なごや戦略第2次実行計画」(2019年11月)で、2030年度の中期目標を2013年度比で27%削減の1,172万トン/年という具体的な目標数値に対する影響を評価の基準とすべきである。	
57	*p148 環境影響評価の実施手続きに欠落がある ① 環境影響評価の手順で実施手順が記載してあるが、見解書の作成の後、公聴会の開催が抜けている。記載してある“見解書に対する意見の陳述”は、「意見陳述の申出」により「公聴会の開催」があるということであり、その後、“市長の審査”となる。公聴会は開かないつもりなのか。名古屋市環境影響評価条例第21条では「市長は、見解書の提出を受けたときは、…意見を聴くため、前条第3項の縦覧期間経過後、速やかに、公聴会を開催するものとする。」、そして第22条で「市長は、…第19条第1項の意見、見解書及び公聴会における意見に配意して、準備書について環境の保全の見地から審査を行い、環境影響評価審査書を作成し、事業者に送付するものとする。」と明記してある。 ② 事後調査結果報告書の作成で手続きは終わりにになっているが、名古屋市環境影響評価条例第30条では「市長は、事後調査の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な指導を行い、又は資料の提出を求めることができる。」となっている。また、「市長は、事後調査結果報告書又は事後調査結果中間報告書の提出を受けた場合は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。」、その結果「対象事業に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずるように求めることができる。」となっており、この旨を追記すべきである。 現に、名古屋都市高速道路で、環境保全目標は供用開始時に達成するべきものだが、2000年の事後調査(工事完了後)の結果では、環境影響評価書での予測地点5カ所のうち4カ所で「環境保全目標」を超えていた。このため、2002年6月19日「事後調査報告書」に対する市長の要請を行い、2002年7月15日に名古屋高速道路公社から「概ね5年間を目途に対策を講じる。」と回答があり、2008年12月17日に再度報告があったというほど、重要な規定である。	環境影響評価の手順における公聴会の開催や事業者に対する環境保全措置の実施につきましては、環境影響評価準備書に追記いたします。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
58	*資料編 p216（配慮書 p136） 騒音に係る環境基準の幹線交通を担う道路の定義は告示にはないについては、“p136における幹線交通を担う道路の注釈につきましては、出典を…方法書に記載しました。” p199とあるので了解する。しかし、「環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）の値から 5dB 減じた値について、南陽工場更新事業の環境影響評価準備書のように“平成 7 年 7 月 7 日 最高裁で示された騒音の受忍限度…昼間 65dB 平成 26 年 1 月 29 日 広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外 65dB、夜間室内 40dB”と説明すべきである。」についての見解が無い。	環境影響評価方法書資料編 p. 216 には騒音に係る環境基準を、p. 227～230 には騒音に係る規制基準を記載しております。なお、本環境影響評価では、環境基準及び騒音規制法の規制基準に基づき評価を行う予定です。
59	*資料編 p241（配慮書 p158）水底土砂に係る判定基準ではなく、土壤汚染対策法の基準値を示せについては、“（見解は前述のとおり）” p199 とあるが、前述の場所が分かりにくい。p187 の見解のとおりと丁寧に記載すべきである。内容としては、資料編に p241, p242 に追記しているので、了解するが、配慮事項として判定基準を用いず、土壤環境基準または土壤汚染基準（土壤溶出量基準、土壤含有量基準等）を用いることを早く判断すべきである。	埋立てに用いる土砂につきましては、土の搬入時期や土質条件が合致する場合には建設発生土を積極的に活用していきたいと考えており、関係法令を遵守した受入基準を慎重に検討しております。なお、前述の場所が分かりづらくなっていたので、環境影響評価準備書において分かりやすく修正いたします。

番号	市民等からの意見	事業者の見解
60	簡単な間違い・不備は、修正・追記した ①* p2 事業の目的は埋立ではない 事業の目的が“地震・津波発生時の汚染土の露出・拡散の防止を目的として、公有水面の埋立を行うものである。”とあるが、先走りすぎている。については、“事業内容を説明した一文であるため、方法書で事業の目的を修正しました” p153 とあるので了解した。 * p 7, 8 底泥の有害汚染物質汚染状況に多くの疑問 ② アセス事業の事前調査に当たるのではないか。については、“既存資料を引用した” p161 ということで、了解する。 * 20 (配慮書 p123) 特定建設作業の規制基準の解釈は？ については、“…方法書では、ご意見を参考に記載しました。” p193 とあり、その他の作業について、“特定建設作業に係る規制基準値を下回るよう努める。”が“特定建設作業の規制に関する基準を遵守する。”と修正され、努めるという言葉も削除されたので了解する。しっかり工事業者を指導されたい。 * p43 水質調査結果で環境基準値等を超過している場合などを赤字表現するのはわかりやすいについては、“今後も…分かりやすい図書の作成に努めます。” p177 とあるので、了解する。 * p60 ダイオキシン類事業者測定結果(排出ガス)が出典と異なる については、“記載に誤り…修正しました。” p181 とあり、本文方法書本文で修正されているので了解した。 * p100 大気汚染の環境基準が「臨港地区」に適用されないは説明不十分 については、“工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、環境基準が適用されないことを…方法書に記載しました。” p183 とあるので了解する。「環境基準の告示そのものに明記はされていない。通知による取り扱いで「臨港地区…等一般公衆が通常生活していない地域」に適用されないとあるだけである」 * p100 騒音の環境基準が「臨港地区」に適用されないは説明不十分 については、“誤りであるため…方法書では「なお、臨港地区に環境基準は適用されない」の一文を削除しました。” p185 とあるので了解する。 * p100 ダイオキシン類の環境基準の適用項目明記を については、“より分かりやすい図書とするため…方法書では…ダイオキシン類に係る環境基準が定められていることを記載しました。” p185 とあるので了解する。 * p109 名古屋港港湾計画の説明には大江川の緑地計画を追加すべき については、“ご指摘のとおり…基本方針のほか、土地造成及び土地利用計画を…方法書に記載しました。” p187 とあるので了解する。 * 資料編 p215 微小粒子状物質に係る環境基準の表現が間違っている については、“ご指摘のとおり誤字ですので、…方法書において「$\mu\text{g}/\text{m}^3$」に修正しました。” p197 とあるので了解する。	今後も、事業の内容を十分にご理解頂けるよう、分かりやすい図書の作成に努めます。